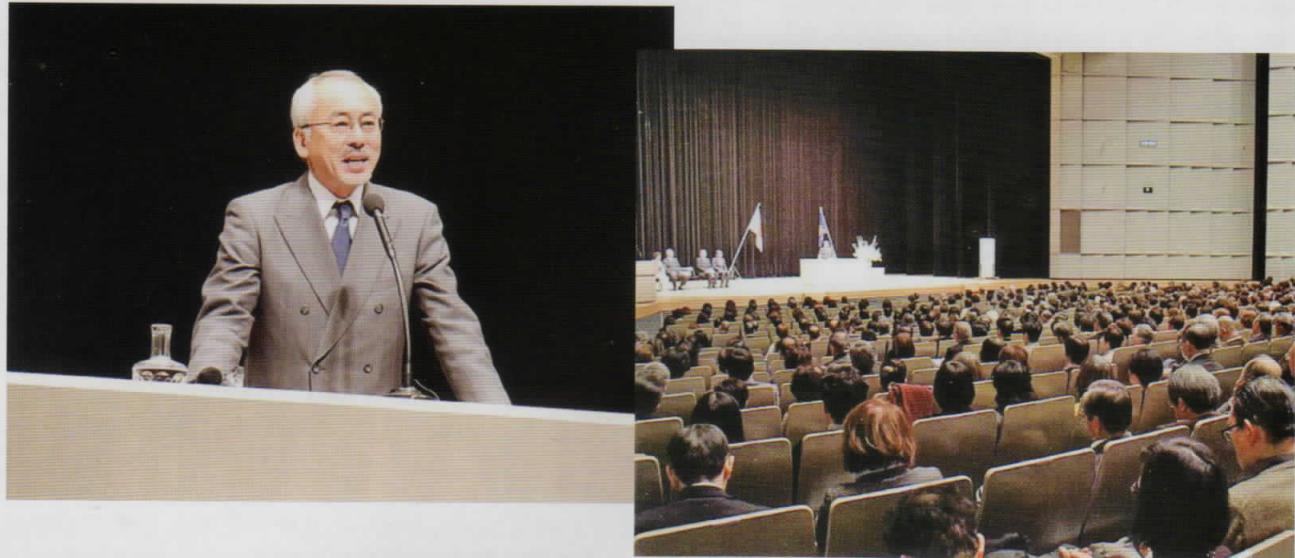


八王子地区保護司会だより

第102号
平成29年3月15日発行
発行 八王子地区保護司会
編集 広報部
電話 042-657-4928



平成28年度多摩地区保護司連絡協議会・保護司全体研修
水谷修氏講演会～夜回り先生いのちの授業～（府中の森芸術劇場）

～新少年院法と再犯防止推進法～

多摩少年院院長 日下部 隆



昨年4月1日付けで多摩少年院長に着任いたしました。八王子地区保護司会の皆様方には、長年にわたり当院の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年6月から新少年院法が施行されております。新法の改正の柱は、再非行防止に向けた取組の充実、適切な処遇の実施、社会に開かれた施設運営の推進の3点で、これを受けて、矯正教育及び社会復帰支援の充実、少年の権利義務及び職員の権限の明確化、施設運営の透明性を確保するための施策の推進等に努めております。

また、ご承知のとおり、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が策定され、平成26年12月には犯罪防止に関する宣言「犯罪に戻らない・戻さない」が決定され、国の施策として、再犯防止施策の一層の推進が求められています。

加えて、昨年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立しました。この法律では、国は

再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施することが責務とされ、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務があることや、地方再犯防止推進計画を定める努力義務があることが明記され、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すこととされています。

在院者の改善更生や円滑な社会復帰のためには、少年院での働き掛けだけでは限りがあります。社会において孤立することなく再び社会を構成する一員となることを支援してもらえること、その特性に応じて社会復帰後も途切れることなく必要な指導や支援を受けられることが必要です。そのためには、これまでと同様に、更生保護に携わっておられる皆様方や地域社会の皆様方のご理解とご支援を引き続きよろしくお願い申し上げる次第であります。

結びに、八王子地区保護司会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝・ご活躍を心から祈念いたしまして挨拶とします。

◆ 時の話題 ◆

本号では、「連携」をテーマに市内の更生保護事業に関する機関・施設等の関係者の皆様からご寄稿いただきました。

「再犯防止等の推進に関する法律」や「新少年院法」が施行され、『本年 1 月の警察庁の発表では刑法犯の認知件数が 2002 年のピーク時から 14 年連続で減少している。減少の多くは窃盗で、凶悪犯も大幅に減少する一方で、家庭内事件や ATM の不正引き出しなどは増加傾向にあり、新たな対応が求められる(平成 29 年 1 月 19 日夕刊・讀賣新聞を引用しました)』とのことです。こうした社会環境の変化に伴い私たち保護司も様々な場面で難しい対応を求められることがあります。今回、関係機関の皆様からご提供いただいた情報やご提案等を日々の活動の中でご活用いただければ幸いです。

◆ 時の話題 ◆

～地域援助と連携～

八王子少年鑑別所長 渡邊 悟



八王子地区保護司会の皆さまには、日ごろから、当所の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、少年鑑別所におきましては、平成 27 年 6 月に少年鑑別所法が施行され、①鑑別、②観護処遇、③地域援助の三つが主たる業務と規定されました。このうち、「地域援助」については、従来、「一般少年鑑別」として、家庭裁判所からの求めによる鑑別に支障のない範囲で、地域の皆さまの心理相談に応じるという副業的な位置付けのものでした。それが、少年鑑別所法の施行により、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するという本来業務に格上げされ、少年や保護者等からの心理相談に対する援助（個人援助）と、関係機関や団体等の求めに対する援助（機関等援助）と

いう 2 つの形態で実施されることになりました。

また、少年鑑別所というと、地域の皆さまには敷居が高いというイメージがありますので、相談しやすい体制作りの一環として、「地域とつながり、地域につなげる」というキャッチフレーズの下、「法務少年支援センター」という別称を使用することになりました。さらに、より親しみやすい名称として、「○○心理相談室」という通称も使用できることになっています。当所の場合、「八王子法務少年支援センター」のほか、「くわのみ心理相談室」という通称を使用しており、最近では、「個人援助」に当たり、「くわのみさんをお願いします」と相談してくる方がいるなど、徐々に浸透してきていると実感しております。

他方、「機関等援助」につきましては、まさに関係機関等との連携なしには遂行できない業務でございます。特に、当所では、非行及び犯罪の防止に係る専門機関として、研修会等への講師派遣を積極的に行っておりますので、八王子地区保護司会の皆さまにおかれましても、そうしたニーズがございましたら、ぜひ活用していただければ幸いです。

◆ 時の話題 ◆

～少年院と保護観察の有機的連携の実現に向けて～

多摩少年院首席専門官 北村 大



平成 27 年 6 月に新少年院法が施行され、少年院では、より体系化された矯正教育がなされるようになったとともに、出院に向けた社会復帰支援の重要性も高まり、これらが少年院運営の両輪を成すようになっています。在院者の約 99% が、仮退院として保護観察へと移行される現状を鑑みれば、保護司の皆様との連携は必要不可欠です。そこで本稿では、矯正と保護との連携に活用できる現行の制度について幾つか紹介します。

在院者にとって最たる社会復帰支援は帰住調整です。そして、問題性の根深い者ほど、迅速かつ入念な帰住調整が必要です。そのため、更生保護官署の皆様と「顔の見える連携」ができるよう、少年院では、「処遇ケース検討会」と称して、在院者に携わる関係機関の方をお招きし、矯正教育の進捗状況や社

会復帰支援方策を話し合う機会を設けています。ぜひ保護司の皆様もご参加ください。

なお、少年院が遠方であるため、なかなか保護司面接に行けない場合は、本年度から少年院と保護観察所（本所と一部の支部）における「テレビ遠隔通信システム」が全国展開され、テレビ画面を通じた面接ができるようになっています。在院者の顔つきや雰囲気を観察しながら面接できるシステムですので、ぜひ、御活用ください。

また、出院者と面接している際、「この少年にはどんな指導が効果的だろうか」と感じたことはないでしょうか。その時は、担当保護観察官に御相談いただければ、更生保護法第 30 条に基づき、少年院職員が共助できる制度があります。また、新少年院法第 146 条に基づき、出院者又はその関係者が直接電話等で少年院に相談できる制度もできました。もちろん、保護観察中に出院者から相談を受けた際は、必要に応じて担当保護観察所に相談内容を共有するようにしています。

これら制度が積極的に活用されることで、より効果的な少年院と保護観察との有機的連携が実現できることを期待しています。今後とも少年院運営に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

◆時の話題◆

～就労にはここが重要です～

八王子公共職業安定所

刑務所出所者等就労支援ナビゲーター 佐藤正志



これまで、罪を犯した人や非行のある少年と向き合い就職への橋渡しを行って 8 年が経過しましたが、満足した結果はほんの一握りに過ぎません。その中で、与えられた職務を愚直に続けることが私に課せられたミッション

と考え、誇りと使命感を持って臨む毎日です。そして、社会奉仕の精神をお持ちの皆さんと連携しつつ、解決に向けて取り組みたいと考えます。

そこで、保護司の皆さんから就職を希望する方へ、是非伝えさせていただきたい事柄があります。

人は何故働くかなくてはならないのか…。ここがよく理解できていないと仕事探しに失敗します。誰もが、働いて報酬を得て生活を安定させ、そして楽しむ…と同時に、働くことを通じ人として少しでも成長することだということです。

人は、一人では生きて行けないのはあたりまえ、何時も他人と関わり生活しています。職場は、他人との係わりの場であり、生れや育ちが違う他人同士が様々な考え方や異なった価値観の中で、上司、先輩、同僚から刺激を受けながら成長する場と心得ます。

まずは好きな仕事をする。好きだと楽しくなり明るく前向きとなり長続きするものです。この気持ちを持続させることが大切と伝えて下さい。

登山家の言葉に「山を征服するには意志と情熱とテクニックが必要」とあります。山の頂上に立つための重要なポイントかもしれません。仕事という頂きも同じで、就職を勝ち取るには、仕事（就労）に対し恵みの強固な「意志」と職業に対する熱く愛しい程の「情熱」が必要です。加えて就職するための「テクニック」（技術）も備えていなければなりません。

誰もが心配する刑罰等に該当したことや履歴の空白期間が気になります。履歴書作成・面接等、技術的なことはハローワークが直接アドバイスさせて頂きます。

保護司とハローワークがザイルを組みガイド役となり、頼りない登山者を頂上まで案内したいと思います。

これまで幾度となく、案内中に登山者が遭難したもののパートナーからは何の合図も無く相方が途方に暮れる日々を過ごしたことがあります。互いに気持ちを通わせ信頼してこそ安全登山が可能となり、無事下山もできます。

今後も、保護司の皆さんを良きパートナーとし、意志・情熱・テクニックを合言葉に再び犯罪に手を染めることのない環境を整えて行きたいと考えます。

～若者への就労支援活動～

特定非営利法人青少年自立援助センター
八王子若者サポートステーション

就労相談員 北原 瑛



八王子若者サポートステーション（明神町 2 丁目）では、厚生労働省と八王子市からの委託を受け、15 歳から 39 歳までの若者に対して全般的な就労支援を行っています。

支援内容としては、キャリア相談や心理カウンセリング、就活セミナー（履歴書の書き方や面接の受け方など）やパソコン講座（ワード、エクセルの基礎から応用まで）、市内の 40 か所以上の企業や店舗において実際に仕事の体験ができる職場実習・職場見学、生活保護・困窮世帯に対する訪問支援等を行っています。費用は一切かかりませんので、すべて無料でご利用いただけます。

毎日何らかのセミナーや職場見学等を行っていますので、社会に出る前の準備・訓練の場として、または日中の活動の場として、日々多くの若者に活用

いただいています。

また、就職が決まった後も「定着支援」や「ステップアップ支援」として支援を行っていますので、「仕事を続けていく自信がない」、「仕事の悩みや愚痴を聞いてほしい」「正社員にステップアップしたい」など、個別のニーズに合わせ、在職中や退職後であっても引き続き利用することができます。

2014 年に開所したばかりの比較的新しい支援機関ではありますが、今後とも各関係機関の皆様のお力・お知恵をお借りしながら、地域に根差した包括的な支援を展開できるように取り組んでまいります。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

詳しいご案内は（TEL）042-649-3534 または（メール）info@hachioji-yss.jp まで、お気軽にお尋ねください。

開所日：月～金の 9 時から 17 時まで（土日・祝は閉所）

八王子市明神町 2-26-4

アーバンプラザ IZUMI 1301

毎月のスケジュールは（HP）<https://www.hachioji-yss.jp/> をご覧ください。

**平成28年度 第6ブロック保護司組織
運営連絡協議会に参加して**

中央分区 尾寄 敏夫



平成 28 年 10 月 19 日（水）、羽村市産業福祉センターで開催された「第 6 ブロック保護司組織運営連絡協議会」に参加しました。

当日は、担当地区である竹内西多摩保護司会会长のご挨拶の後に、東京保護観察所の幸島所長及び東京都保護司会連合会の永見会長からのご挨拶をいただきました。また、喜入東京保護観察所立川支部統括保護観察官からの連絡協議会の趣旨説明に続いて、今回の全体協議の協議題である「保護司の研鑽活動を考える」について、各地区からの基調報告、協議・質疑応答が行われました。

八王子地区保護司会からは、吉田保護司が①保護司会内の研修部等による自主研修の企画立案の進め方、②新任保護司及び経験年数が短い保護司に対しての研鑽をどのように提供しているか、③研鑽の場の設け方についての基調報告を行いました。

また、町田地区保護司会や日野・多摩・稲城地

社会貢献活動研修会に参加して

社会貢献活動担当保護司 山田 雅彦

平成 28 年 10 月 19 日に本庁において、標記内容の特別研修が開催され、同年 6 月に本格実施された社会貢献活動を都内各保護区で担う社会貢献活動保護司の代表が集められた。本活動についての詳細な説明と期待、さらに村上徹也氏（日本福祉大学）が「社会貢献活動について」と題する講義をされ、その後 7, 8 名のグループになり、各地区の現状について情報交換と討議が行われた。

私が属したグループは、都区内、多摩地区、島嶼の 7 人で、それぞれの地区の活動の現状が報告された。それによれば三つに分類されるようだ。一つはまだ実行に移されていない協議中の地区、一つは従来の社会参加活動を社会貢献活動に横滑りさせている地区、一つは従来の社会参加活動と社会貢献活動を並立させて活動している地区である。まだまだ本制度がねらう社会貢献活動が内実ともに足並みをそろえて実行に移されるのには、

区保護司会からも同様の協議題について基調報告が行われ、それぞれの地区ともに工夫を凝らしながら研鑽に励んでいる様子がうかがわれました。

基調報告後の講評では、「学ぶことはまねること」「仲間がいて研鑽ができる」「みんな違ってみんないい」など、今後の保護司の研鑽活動を考えるに際しての貴重なご意見をいただきました。

なお、第 6 ブロックの連絡協議会は、全国的に見ても稀有な場であり、先駆的な取り組みであります。来年度は第 7 ブロックの会長も招待してほしいとの要望もいただきました。

来年度の「第 6 ブロック保護司組織運営連絡協議会」は、私たち八王子地区が担当となります。先の顕彰式典で培った組織力を活かしながら、さすが八王子地区と言われる連絡協議会にしていきたいものです。



時間がかかるものと思われた。

本グループの活動例としては、保護司を中心となり定期的に老人ホームの庭の草取りをする活動（対象者がいない場合は保護司が行う）、町内の道路清掃を行う活動、東京元気農場の援農活動の具体的な現状が報告された。この中には、老人ホームでの活動によって対象者が老人ホームに就職に繋がった例が報告された。

この社会貢献活動は、「刑の一部執行猶予」制度、また犯罪からの立ち直りを社会として積極的に受け止めていくという大義名分がある法的な拘束力がある制度。しかし、現状では遵守事項に義務付けられているのに参加しない対象者が出ているのが現実である。参加不参加の問題だけでなく、ぜひ本制度を本来の目的に合わせるようにすべきである。社会参加活動を社会貢献活動に完全に移行し、名実ともに更生の道を開きたいならば、観察所の本気度を期待するとともに対象者自身が、「今活動している内容が社会貢献に結びついている」ことを実感できるものを目指さなくてはならないのではないか。

「薬物乱用防止」キャンペーン

～八王子いちょう祭りで～

東京都薬物乱用防止推進

八王子地区協議会会長

東分区長 山中 廣司



平成 28 年 11 月 20 日（日）八王子いちょう祭りの 2 日目は上記協議会委員・薬物乱用防止サポーターを中心に、祭りに参加する人びとに向け、「薬物乱用防止キャンペーン」を行った。所属団体の八王子薬剤師会、医師会を含め 17 団体からの応援者総勢 50 名余が活動を行った。

午前 10 時、八王子中央図書館前のテントに集合。全員で配布物の袋詰めを行い、11 時には準備が整った。テント前面には、市内中学校より応募があった薬物乱用防止のポスターの優秀作が展示され、道行く人々の目を奪った。

私達も「薬物乱用防止キャンペーン」を行っているというアピールを声高に行いながら、配布物を通行人に配布した。通行人のキャンペーンに対する反応は非常に良く、中には足を止めて説明に聞き入る方々もあった。協議会委員の薬剤師も危険薬物の見本を持参して、詳しく聞きたいと耳を傾ける人に分かりやすく説明して下さった。

本活動中、しばらくすると、突然地球儀のような

～西分区の現況と活動について～

西分区 田村美千子



現在、西分区は、新野照代分区長の下、31 名（男性 23 名、女性 8 名）で活動しております。

平成 28 年の春の叙勲で、大島紀代先生が瑞宝双光章受章の栄に浴されました。先生は、30 余年もの長きに渡り更生保護活動に貢献され、特に担当する対象者には常に、厳しさの中にも温情味溢れる親身な指導をされており、多くの少年対象者達から信頼され、慕われております。西分区叙勲祝賀会では、参加者全員から心籠った祝意が述べられ、先生の存在感の大きさを再認識した次第であります。

私も大島先生には多大なご指導を賜り、お陰様で秋の褒章で藍綬褒章を受章させていただきました。内田会長をはじめ、会員多数の皆様から丁重な祝意と労いのお言葉を賜り、私にとりまして生涯忘れ得ぬ感激に震いました。

昨年 12 月にご退任されました丹野アイ子先生は、34 年にも及ぶ保護司歴を有し、この間多くの対象者が社会復帰をすることの支援に尽力されたほか、その高い指導力は、後輩の良き手本となっており、ま

ぬいぐるみが登場した。聞けば、「ダメ、ぜったい君」という、薬物乱用防止を訴える今を流行りのユルキャラであった。この登場には小さな子ども達が大いに興味を示して、握手しては喜んでいた。

いちょう祭りの賑わいで、キャンペーンは大成功、3000 個作った配布物は 1 時間も経たずになくなり、当初の目的が達成された。この活動は、子ども達、保護者、地域の方々に薬物の恐ろしさを理解していただき、この世界から薬物を根絶するのが大きな目標である。こうした場でのキャンペーンは人々の耳目を集め関心を高めることができるので、今後も継続していきたいものである。
(広報部取材)



た、先生の温かく穏やかな人柄は対象者を含め誰からも信頼され、慕われました。改めて、丹野先生ありがとうございました、と心から感謝申し上げます。今後はお身体ご自愛の上私共に、変わらぬご指導を賜りたくお願い申し上げます。

昨年、西分区に保護司 3 名が新たに就任されました。忘年会を兼ねた歓迎会の席上、新任保護司の自己紹介に続き、心強い決意表明がありました。これからの西分区を力強く支えて下さるよう期待を込めて、心からの祝意と拍手を送りました。

退任の保護司ご紹介

～ご苦労様でした～

(平成 28 年 12 月 21 日退任)

○瀧見 浩之（東分区）

= 平成 18 年 12 月 22 日初任

○廣瀬 正夫（高尾分区）

= 平成 4 年 12 月 22 日初任

○丹野アイ子（西分区）

= 昭和 57 年 12 月 22 日初任

～平成28年度地域活動部活動報告～

地域活動部 本吉 邦俊



本年度の部会の活動は、例年のとおり 7 月の「社会を明るくする運動」で市内 8ヶ所の駅で保護司の皆さんを中心に戸別訪問を行いました。またチラシを配るだけでなく、市民との会話を交えることで、より効果のあがる活動を目指していくことが大切であると痛感しました。

また、いちょうホールで行われる「作文発表と音楽の集い」では受付業務や薬防協 PR 活動を含めお手伝いをさせて頂きました。

清掃活動では、対象者の少年を含め、多くの皆様のご協力を得て「大栗川清掃」(みなみ分区)、高尾山学園内清掃(中央分区、高尾分区、西分区)、ひよどり山中学の清掃(東分区)と実施いたしました。対象者の少年達にとっては慣れないボランティア活動に参加して、担当以外の保護司さんや関係者の方達と話をする機会を得て、参加して良かったとの感想が聞かれました。

更に新設された社会貢献活動を、対象者の更生プログラムの一環として担当保護司のみなさんの協力を得て、「とうきょう元気農場」にて種付けから収穫までの作業を行いました。

3 月には「興福寺」のご協力を得て恒例の“座禅会”を行いました。

本年度は、保護司会主催による「ミニ集会」が少なく期末までにみなさまのお力を借りて一人でも多くの方に更生保護事業の内容を理解いただき、支援の輪を広げられればと思っております。

新任の保護司紹介

～どうぞよろしくお願ひします～
(平成 28 年 12 月 22 日発令)

☆石川裕司 東分区
住所 小宮町



☆足立直哉 中央分区
住所 元本郷町



☆柴田健彦 中央分区
住所 大横町



リレーエッセイ

～雑感～

中央分区 岩出 實



平成 16 年に保護司になり、早や任期満了、定年を迎えようとしております。前任の先生の定年と交替でご推薦を頂きお引き受け致す事になりました。何も分からず努めてまいりましたが、諸先輩のご指導を頂きながら出来たのも、御仲間に支えて頂いた賜と感謝致しております。12 年間の間には忘れられない事がありました。まず一つは対象者の方が結婚することになり、是非結婚式に参列して欲しいと招待を受けた事でした。今思うと奥さんになる方がいつも支え続けた事でした。必ず更生してくれると信じていた事です。私自身本当に学ばせてもらいました。その後も年賀状はくれますし、今でも文通でお互いの情報交換を致しております。

もう一つは団地の極道と呼ばれていた兄弟が夢を実現して、小さな会社ですが起業し兄弟仲良く会社を経営しています。面接の折に「一生生涯貴く仕事を持とう」と言い続けていた事が、努力の甲斐あって親方の信頼も貰い、のれん分けではありませんが、小さな土木の会社を立ち上げ、現在兄が社長、弟が専務、そして従業員が 2 人居る会社へと成長しています。絶対に自分の会社を作つてみせると当時は夢の様な事を言っておりましたが、実現させた根性には感服した次第です。

何も手助けはしておりませんが、過ちも前を向いて努力して行けば、必ず運が開けるという良い例ではないかと思われます。保護司の仕事は地道な事の積み重ねかも知れません。

対象者を自宅に呼んで会話している時に、笑顔でいつも温い茶菓子を出してくれた妻に感謝しつつ、続けられた事を有難く思っております。

重ねて保護司の先生方にはお世話になりました。最後に保護司会の皆々様の益々のご活躍を心より願っております。

☆小林政憲 中央分区
住所 中野山王



☆佐藤ますみ 高尾分区
住所 狹間町



☆加藤正道 高尾分区
住所 城山手



趣味 悠々

～趣味はたのし～

西分区 関口 真吾



興味旺盛で色々な事に手を出しまい、これからも新たにやりたいことがあります。

ストレスを解消するには、旨いコーヒーを飲みながら囲碁を打つのが一番です。40年来、山谷を越え打ってきました。近頃は碁会所に行く余裕がなく、もっぱらネット碁を楽しんでいます。

次に細く長く続いているのがそば打ちかもしれません。昨年末には信濃 1 号と常陸秋そばを取り寄せて楽しみ、新春にも 2 回ほどそば会を計画していますが、この頃は石臼を廻すこともなく、年越しそば以外、打つ機会がめっきり少なくなっています。自分で打つそばは最高と思いつつも、子等は打ち始めた頃の短そばのイメージが強いよう

で、余り所望してくれません。

今、一番勧めているのがクラリネットです。学生時代に 5 年ほど吹いており、会社勤めの間は長く空白期間でした。そのため若い先生に師事して基礎からのリハビリをしつつ、5 年ほど前に最高齢での市民楽団への入団を果たしました。団では、年 2 回のコンサートと、保育園などからの依頼演奏会などを行っています。みんなの足を引っ張らないように練習は怠れませんが、ハモった時の心地よさと、演奏会での（冷）汗、打ち上げでの酒がたまりません。指が動かなくなりつつありますが、何とか保護司を受けている間は続けられればと願っています。

更に、山歩き、園芸、陶芸、日本画、など、途切れてしまったものも復活させたいし、運動のために始めたクロスバイクの風を切る爽快感も堪らず、篠笛も吹けるようになりたい、などなど、欲が膨らんでいます。

ソロソロ時間との勝負、的を絞らなくては、と思う反面、これは性分と諦めて趣味に汲々としつつも、気の向くまま楽しんでいきたいと思っています。



趣味 悠々

～“吹き矢”との出会い～

中央分区 木住野暢大



「吹き矢は楽しいよ。一緒にやらなさいか」。友人に誘われたがなんとなく聞き流していた。

その後、市の広報誌に「吹き矢体験会」参加者募集の見出しが目に留まり、場所は中野市民センター、友人が所属しているクラブとは違うがのぞいてみることにした。体育館では十数人が長い筒を構え、真剣な面持ちで矢を吹いており、既に四名ほどの体験希望者も来ていた。まもなく会長から吹き矢の楽しさや効用を聞き試吹きすることになる。距離は六メートル。これが思ったより近く感じたので言われるままに軽く吹いてみたが中々思うように当たらぬ。それでも暫く練習し要領を得ると的の中心付近に矢が集まるようになりだんだん楽しくなってきた。最後に「皆さんには素質がある素晴らしい」

と、ベタ褒めのお言葉を頂き次回体験会にも是非参加をと勧められたが、子どもの頃のお遊び的なイメージが強く直ぐに飽きてしまいそうなので入会は止めておこうなど思いながら帰宅した。ところが翌週の体験会が近づくと、もう一度だけ吹いてみたいという気持ちに駆られ参加していた。

あれから 3 年、今ではこれほど楽しいゲームは他にはないと思うくらいはまっている。距離は 6 メートルからで段位が上がるにつれ 8 から 10 メートルと距離が伸びていく。普段の練習では 35 点満点 (7 点 × 5 本) を出せるが、いざ大会となると妙に緊張してしまい思うように点が伸びない。クラブ内の対抗戦から始まり、市民、多摩、都、全国大会とその活躍フィールドは実力さえあれば大きく広がっており奥は深い。矢を吹くまでの緊張感と吹き終わった後の解放感、中心部の 7 点を射止めたときの快感と外枠部の 1 点になってしまった時の無念さ。ひと吹きごとのこの緊張と解放感の連続が何ともスリリング、さらに腹式呼吸による深呼吸を繰り返す爽快感もあり、これが今の私のストレス発散になっている事は間違いない。

シリーズ

保護司によるハ王子探訪

～万葉の多摩の横山～

東分区 山田 雅彦

多摩の横山とは、山梨・神奈川の山岳（武相国境山脈）に連なって多摩地区の平地に降りてくる何列もの山というよりは小高い丘陵（台地）の総称である。八王子には、多摩丘陵と加住丘陵の二つの丘陵が走るが、その合間に大小の河川が流れ下り、やがて全て多摩川に合流する。そこに調布、府中の平地が広がるわけである。

八王子がその地名として「万葉集」に登場することはなく、「万葉集」卷二十（4417）防人（さきもり）の歌の中には「多摩の横山」の名で登場する。

赤駒を山野に放し捕りかにて多摩の横山
徒步（かし）ゆか遣（や）らむ

武藏国豊島郡椋椅部荒蟲の妻宇遲部黒女の歌
防人に徵用された夫のために、せめても馬を使って
苦しい道中に送り出したい妻、しかしその馬も放し
飼いにして捕まらない。夫を遙かな旅へ徒步で送り
出さなければならなくなつた苦しい胸の内を吐露し
た、防人の妻の切ない嘆きの歌である。

徵用された防人は武藏の国の国府（府中市）に集められ、さらに西へ西へと相模の国府か、現在の甲州街道に沿う道かは不明だが、重々しい足取りで難波の津（大阪湾）へと率いられていったに違いない。遙か1400年以前、彼らが八王子市内を通行していった可能性は高い。県境の山岳から連なる何列もの丘陵は、八王子では今も「横山」という地名に残って



多摩川より横山を望む

平成29年度定期総会

日 時 平成28年4月28日（金）
午後3時（受付2時30分）
場 所 京王プラザホテル八王子5階

いる。その丘陵は現在は変貌し、巨大な分譲住宅地になっている丘陵も実に多く、拙宅もこの丘陵上にある。私はこの歌を読むと、八王子の街道を恋しい人々に別れ、後ろ髪を引かれながら西へ西へと歩く悲しい防人の姿が彷彿としてやまないのである。

また、「万葉集」卷十四東歌（あずまうた）の中には関東地方を舞台に数々の素朴な相聞の歌がある。ここにも多摩の横山が登場する。（卷十四 3531）

妹（いも）をこそあひ見に来しか眉引きの
横山辺（へ）ろの鹿（しし）なす思へる
あの娘に逢いたいばかりにやってきたのに、眉を引くように美しい横山の麓に棲む鹿のように追い払われてしまったよ、という意味である。ユーモラスな香りのする万葉時代の若者の率直な恋歌である。

この横山も八王子の横山というわけではなく、どこかの横山だが、逆にどこかの丘陵の麓でこんな相聞があったと思うと実に楽しい。若者の顔、愛らしい娘の姿さえ浮かんできはしないか。

私がこの東歌の中で、もっとも好きな歌は、
多摩川にさらす手作りさらさらには
何そこの子のここだ愛（かな）しき

（卷十四 3373）

である。多摩川に晒す手作りの布のように、更に更に、どうしてこの娘がこんなに愛しいのだろう、あふれる愛の歌である。多摩川の鉄橋を渡る度に、今は水量が少なくなったがその昔豊かに流れた多摩川に木綿を晒す乙女達の姿が彷彿とする。この東歌は、教養のある貴族が作ったものではない。どこかで誰かに作られ、東国の大農民の労働歌として歌われたものらしい。苦しい労働をしながら心癒すこんな歌を大声で歌う農民の姿をほほえましく思い浮かべるのは私だけではないだろう。

ここ八王子の地にも万葉東歌の時代があった。

編集後記

今年度は激動の年でした。世界ではブレゲジット、トランプ現象、リオオリンピック、日本ではオリンピック競技場や豊洲問題・小池劇場が毎日のように報道されました。

八王子保護司会としては顕彰式典も無事挙行され、会長はじめ皆ほっと胸をなでおろしました。また、「保護司会だより記念号100号」も発刊することができました。これも皆様のご協力のおかげと広報部一同感謝いたしております。

今後も一層より良い「広報誌づくり」をめざしてまいります。（川野記）